

~~41.60~~

~~氏名（名称）変更届に新印鑑が押印してある場合の取扱い~~

~~氏名（名称）変更届（特施規9条1項^{**+}）に新印鑑が押印してある場合は、印鑑変更届（特施規9条1項^{**+}）の提出がないときであっても印鑑が変更されたものと推定し、当該届出があったものとして取り扱う。~~

~~（改訂平成23・11）~~

~~**+ 特施規9条1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用~~